

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 最終的な調整結果

管理番号

17

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

個人番号カードを用いた転入届等の簡素化等

提案団体

袖ヶ浦市

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省

求める措置の具体的内容

個人番号カードを所持する者は、新市町村で転入届のみを行い、新市町村では、前市町村から取得する転出証明書情報により、入力を行うことができ、かつ、前市町村では、新市町村から通知された転入通知情報をもって前市町村で転出の手続きをしたものとする。  
また、内閣官房が推進している引越しワンストップサービスと連携を図ることにより、新市町村に対し、事前に転入届をオンラインで提出できるようにする。

具体的な支障事例

他市町村へ住所を異動しようとする者は、前市町村で転出届、新市町村で転入届を行う必要がある。このことについては、住民基本台帳法第22条及び第24条において、届出を行うよう規定されている。しかしながら、住所異動者にとっては、法令で定められた期間内に必ず転出・転入の2つの手続きを行う必要があり、住民にとって負担となっている。  
住民基本台帳法第24条の2において、個人番号カード所持者に対し、特例が認められているが、転出届そのものは何かしらの方法で前市町村に対し届出する必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

転入手続きが簡素化され、住民の利便性の向上、負担の軽減に寄与するとともに、個人番号カードの普及につながる。  
内閣官房が検討している引越しワンストップサービスの実現により、支障は大きく改善できると考える。  
一方で、転出自治体から転入予定自治体へ転出等届をLGWANメールにより連絡を行うところ、先に転入手続きを行い、転入通知情報を転入予定自治体から転出自治体へ通知することにより、転出等届をしたものとするにより、自治体及び住民の負担をさらに軽減できる。

根拠法令等

住民基本台帳法第22条、第24条、第24条の2  
住民基本台帳法施行令第24条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、苫小牧市、いわき市、柏市、横浜市、相模原市、福井市、上田市、高山市、湖西市、野洲市、京都市、八尾市、兵庫県、米子市、徳島市、高松市、島原市、五島市、竹田市

○手続が簡素化され、住民、市町村ともに負担軽減が見込まれる。なお、特例転入に限らず、すべてのケースで転出届を廃止し、「転入届」のみのできるのであればさらに負担軽減が見込まれる。  
○マイナンバーカード所有者から、カードを所有していても住民異動届が簡素化されていないとお申出をいただくことがある。

#### 各府省からの第1次回答

市区町村にとって住民の住所の変更等の事実は当然に知り得るものではなく、住民からの届出により把握されるものである。その上で、市区町村は、住民基本台帳上の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の住民の権利義務に関わる各種の行政事務を行っており、当該行政事務に係る住民の権利義務の始期又は終期となる住民の転入又は転出を正確に把握することが必要である。  
この提案によれば、転出届について、転出地市区町村において、住民の転出後も転入届が行われるまでの間、住民の転出を覚知できず住民票の消除等が行えず、上記のような各種の行政事務を適正に行えないこととなるため、転出の事実についての届出を省略することはできないが、より住民負担や市区町村の事務負担が軽減される方策については検討する必要があると考えている。  
また、転入届については、これが受理されることで、転入地市区町村の住民票に記載され、当該住民票の情報を基礎として、上記のような各種の行政事務に係る住民の権利義務が生じるものであることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。加えて、転入時に記載事項を変更する必要がある個人番号カード及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書は、このような厳格な審査を経て調製される住民票を基礎としており、それを信用の基点(トラストアンカー)とすることで、他の様々な手続のオンライン化を可能とする基盤となっているところであり、こうした観点からも、転入届については、対面で実施することが必要不可欠であるが、その上で住民負担や市区町村負担をより軽減する方策が考えられないか検討する必要があると考えている。  
以上を踏まえて、自治体手続における引越しワンストップサービスについては、「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び総務省において、必要な制度を検討しているところである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

意見はありません。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【いわき市】

届出人の実在性及び本人性を対面による確認のみで行うほかに、電子的個人認証による届出人の実在性及び本人性を技術的及び法的に構築・整備することにより、国が構想するスマート自治体への転換が可能になると考えます。

#### 地方六団体からの意見

—

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

—

#### 各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、転出届及び転入届の制度趣旨を踏まえ、引き続き自治体手続における引越しワンストップサービスについて必要な検討を行ってまいりたい。

#### 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 最終的な調整結果

管理番号

119

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳法上の届出を電子申請可能とすること

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省

求める措置の具体的内容

転入届を始めとする住民基本台帳法上の届出について、電子申請を可能にするための法整備を行う。

具体的な支障事例

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(デジタル手続法・令和元年法律第16号)の一部の施行により、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結するための取組(デジタルファースト)が求められている。

一方、「転入届・転出届・転居届」等の住民基本台帳法上の届出を行う場合、法令上は届出の際に窓口来庁を要する旨が記載されており、市区町村に届出本人または代理人が来庁して手続を行うこととされている。

しかしながら、電子化の進展により、住所変更等の手続は電子申請が技術的には可能であるにもかかわらず窓口への来庁を求めることによって、市区町村窓口の慢性的な混雑を生じさせており、申請者の利便性及び業務の効率化の双方の点で支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

個人番号カードの電子証明書等を用いて本人確認手段を担保した上で住所変更等手続きの電子申請を認めることにより、申請者の利便性を高めるだけでなく、市区町村窓口の混雑を解消できるため、事務の効率化につながる。

根拠法令等

住民基本台帳法第22条から第27条、住民基本台帳法施行令第11条、住民基本台帳法施行規則第52条、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、苫小牧市、秋田市、郡山市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、千葉市、柏市、川崎市、相模原市、加賀市、高山市、豊橋市、京都市、八尾市、和泉市、神戸市、岡山県、広島市、高松市、大牟田市、五島市、熊本市、竹田市

○当市でも、毎年春の住民異動繁忙期は窓口が混雑し、長時間の待ち時間が発生しており対応に苦慮している。転入時は個人番号カードの書き換えや、保健、子ども関係の手続き等、本人(届出人)に確認することが多岐にわたるため、デジタル化する事でやり取りが煩雑になる事も考えられるが、窓口の混雑解消がメリットとして

大きいため検討を進めてほしい。

○安全性の高いシステムが前提となるが、可能であれば様々な効果が見込まれる。ただし、個人番号カードへの転入住所の記載など解決すべき問題もある。

○個人番号カードの電子証明書等を用いて本人確認手段を担保した上で住所変更等手続きの電子申請を行うことは、窓口混雑緩和及び役所の開庁時間に来庁することができない市民にとってサービス向上に繋がるものである。しかし、当県において、電子申請のシステムは県が構築しているものであるため、市単独で改修等を行うことは困難である。そのため、電子申請を可能としようとする県単位での改修となり県及び市にとっても相当な財政負担を強いられるものである。国において、制度を整備するとともに財政面での補助について検討することを希望する。

○住民異動届の電子申請を認めることで窓口への来庁が不要となり、繁忙期の混雑が緩和されるとともに、仕事等で開庁時間に手続きできない方も届出が可能になり市民サービスの向上につながる。

○窓口への来庁が不要になれば、混雑緩和につながるため、本人はもとより、他の来庁者の待ち時間の緩和も期待できる。課題として、住民基本台帳法上の手続き以外の手続きが必要となる場合には、来庁が必要となるため、それらの電子申請についても整備が必要となる。

○申請者の利便性を高めることの他、個人番号カードの交付件数増加についても期待が持てる。

○当市でも「転入届・転出届・転居届」等の住民基本台帳法上の届出を行う場合、法令上は届出の際に窓口来庁を要する旨が記載されており、市区町村に届出本人または代理人が来庁して手続を行っている。個人番号カードを利用することで、簡素化されることが望まれる。

○毎年3月、4月の引越しシーズンには窓口が非常に混雑することから、制度改正により窓口混雑の解消及び業務の効率化が図られる。

#### 各府省からの第1次回答

個人番号カードの交付を受けている者による転出届については、既にオンラインで行うことが可能である。

一方、転入届、転居届及び世帯変更届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該記載又は修正後の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。加えて、転入時に記載事項を変更する必要がある個人番号カード及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書は、このような厳格な審査を経て調製される住民票を基礎としており、それを信用の基点(トラストアンカー)とすることで、他の様々な手続のオンライン化を可能とする基盤となっているところであり、こうした観点からも、転入届、転居届及び世帯変更届については、対面で実施することが必要不可欠である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

転入届等の際に「届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である」との見解であるが、個人番号カードの交付を受けている者に対しては既に対面での厳格な本人確認が実施されており、電子証明書を用いた手続き(e-TAX、特別定額給付金申請等)を既に電子申請で利用できている。このことから、個人番号カードの交付を受けている者に対しては、本人確認の手段は電子申請における暗証番号入力で足りるため、転入届等の度に対面での本人確認を行う必要性は薄いと考えられる。

また、市区町村窓口における混雑の緩和を図るためにも、転入届等の電子申請を可能とすることは、自治体及び届出人の双方にとって高い効果が見込まれるため、改めて電子申請を可能にするための法整備を求める。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【いわき市】

届出人の実在性及び本人性を対面による確認のみで行うほかに、電子的個人認証による届出人の実在性及び本人性を技術的及び法的に構築・整備することにより、国が構想するスマート自治体への転換が可能になると考えます。

##### 【千葉市】

個人番号カードの公的個人認証は制度面・システム面の両方で高度なセキュリティが担保されており、対面による本人確認に相当する信頼性を有するものと考えられる。デジタル手続法の目指すオンライン化の社会を実現するためにも、個人番号カードを利用した転入・転出・転居届手続きを可能とする法整備を要望する。

#### 地方六団体からの意見

**【全国市長会】**

提案の実現を求めるものであるが、ワンストップ窓口による処理等現場の実務面を考慮すべきといった意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、転入届、転居届及び世帯変更届については、届出者の本人確認を行った上で、その届出者及び届出内容の実在性（本人が当該住所に居住している事実や世帯変更をしている事実）を届出者を通して厳格に確認する必要があることから、対面による手続が不可欠であると考えている。

更に、転入及び転居時には、住所変更等に伴い個人番号カードの記載事項及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書の記録事項を変更する必要がある、この点でも窓口での手続を要することとなる。

ただ、個人番号カードを用いて住所変更等の手続の利便性を高めることは重要であると認識しており、自治体手続における引越しワンストップサービスについて、「デジタル・ガバメント実行計画」（2019年12月20日閣議決定）等に基づき、内閣官房及び総務省において、必要な制度を検討しているところである。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 最終的な調整結果

管理番号

229

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条に基づく施設使用制限(休業要請)を個別施設ではなく、まずは業種別に要請できるようにすること

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

内閣官房

求める措置の具体的内容

特定都道府県知事として、第45条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。  
第45条第2項の要請、同条第3項の指示及び同条第4項の公表について、法令上根拠のない国との事前協議を廃止すること。

具体的な支障事例

【現状】

特定都道府県知事として特措法第45条に基づき要請、指示を行う場合、国の基本的対処方針及び、国の要請・指示等のガイドラインにおいて示された手順のとおり実施することとなっている。

【支障】

そもそも、第45条第2項に基づく要請は、第24条第9項に基づく協力要請を前提としているが、特措法上、第24条第9項は都道府県対策本部長による一般的な協力要請であるが、第45条第2項は特定都道府県知事による政令の定める多数の者が利用する施設等に対する範囲を限定した要請であるため、本来は異なるものであると解釈すべきである。

このことを前提にすれば、第45条第2項に基づく要請を行う場合、いきなり個別の施設ごとに行うのではなく、まずは業種や類型ごとに法的な要請を行うべきである。

今回、パチンコ店に対して第45条を適用する際、店舗数が限定される業種であったため、第2項に基づく個別店舗への要請は可能であったが、仮に、全県的に多数の店舗等が点在し、組合など同業者の団体がいない業種や団体があっても未加盟事業者が多数存在する業種(例えば接待を伴う飲食店等)に対して第2項の要請を行うこととなると、相当数の個別店舗の営業確認等にかなりの時間を要するなど迅速な対応が困難となる。早急に蔓延防止のための休業要請の強い姿勢を示すのであれば、第45条に基づき、まず業種ごとに要請を行うべきである。

また、第45条第2項の要請に際し、国との事前協議が必要となっているため、機動的な対応が困難となっている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県知事の判断による迅速な要請や指示等が可能となり、新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止に資する。

## 根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)、第 45 条の規定に基づく要請、指示及び公表について(令和 2 年 4 月 23 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、長野県、大阪府、沖縄県

○当県においても新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 2 項に基づきパチンコ店に対して施設の使用停止要請を行ったが、これは県内の施設の全数を把握することができたため要請を行うことができたものである。しかし、例えば、インターネットカフェのように全県に店舗が多数あり、関係団体などがいない業種・業態に対しては、法第 24 条第 9 項に基づく協力の要請に反して営業を行っているという施設があっても、全施設を把握することが困難であるため法 45 条第 2 項に基づく要請を迅速に行うことができず、効果的なまん延防止策を適切に実施することができないと思料される。  
また、緊急事態措置を実施する際の国への事前協議は、法的根拠もなく、迅速な対応が困難となっている。

## 各府省からの第 1 次回答

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)に基づき、国は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下「基本的対処方針」という。)で大きな方針を示し、各都道府県知事は、基本的対処方針を踏まえ、地域の感染状況等に応じ判断するという役割分担の下、それぞれの立場で役割を果たすという形で、今回の新型コロナウイルス感染症への対応に当たってきている。

特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請と第 45 条第 2 項に基づく協力要請との関係については、要請の法的な強さを踏まえ、基本的対処方針において、第 1 段階として特措法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として特措法第 45 条第 2 項に基づく要請等を行うこととしており、実態としては、特措法第 24 条第 9 項に基づく要請により、多くの事業者は要請に従っていたものと承知している。

現行法体系を前提とすると、特措法第 45 条第 2 項又は第 3 項に基づく、施設の使用制限等の要請又は指示は、施設を管理する者等を対象としていること、また、第 3 項に基づく指示が、特定の者を名あて人として処分を行う行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 2 条第 4 号の不利益処分に該当するものと考えられることなどによれば、これらの要請又は指示は、個別の施設を対象に行うことが予定されている。

事前協議については、特措法第 3 条第 4 項の基本的対処方針に基づき対策を実施する地方公共団体の責務規定等、さらには、新型コロナウイルス感染症対策は、近隣の都道府県同士や全国の都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があること等を踏まえて、特措法や基本的対処方針にのっとった取組が行われているのか等を確認する必要があることから、基本的対処方針等に基づき行うこととしているものである。このことにより、特措法第 20 条の総合調整や特措法第 33 条の指示によらずとも、国と都道府県間における迅速かつ機動的な調整が可能となっているものと認識している。

今般の新型コロナウイルス感染症に対する対処など、緊急事態における国と地方の役割分担のあり方については、様々なご意見があり得ると思われるが、今後も、現場で対策に当たられている地方公共団体の声を十分に聞きつつ、国と地方公共団体が密接に連携しながら、対策を進めてまいりたい。

(別紙あり)

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

特措法上、第 24 条第 9 項は都道府県対策本部長による一般的な協力要請であるが、第 45 条第 2 項は特定都道府県知事による政令の定める多数の者が利用する施設等に対する範囲を限定した要請であり、本来は異なるものと解釈すべきであるが、この異なる 2 つの条項を組み合わせ、段階的に要することを、基本的対処方針で定めていること自体、適当ではない。

法第 24 条第 9 項に基づく要請は、一般的な協力要請の一つとしての休業要請であり、緊急事態宣言下において緊急事態措置として行う要請(指示)に比べて実効性が低い。緊急事態宣言下において、法的指示・公表につながる法第 45 条に基づく“より強い”要請を事業者に行うことにより、休業要請の実効性が高まるものと期待できる。

緊急事態宣言下において、早急に蔓延防止のための休業要請の強い姿勢を示すためには、法第 45 条に基づき、まず業種ごとに要請を行うべきであり、法第 45 条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備をお願いしたい。

国との事前協議は法令上の根拠がなく、地方自治法第 245 条の 2 の関与の法定主義として、法律又はこれに基づく政令によらなければ国の関与を受けることはないとされていることから、廃止すべきである。

感染拡大防止という一刻を争う時間的制約の中では、事前協議ではなく事後報告で十分である。また、今回は法第 45 条に基づく要請・指示が国・県双方にとって初めてのことであったため、細かな調整が必要であったが、今後は今回の経験を踏まえて、事務的な手続きについて国との調整はそれほど必要がないと思われるため、事前協議の必要性は低い。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限等については、同法第 24 条第 9 項に基づく協力要請も含め、都道府県知事の裁量権を拡大するとともに、同法第 45 条第 2 項から 4 項までにに基づく要請・指示などの実効性を担保する法的措置を講じるべきである。

また、要請、指示にかかる法令上根拠のない事前協議については、地方自治法第 245 条の 2 (関与の法定主義) から、法律又は政令に基づかない関与については認められないため、廃止すべきである。

新型コロナウイルス感染症に対して、都道府県知事が機動的に対応できるよう、同法をはじめとする関係法令等の見直しを行い、早急にこうした措置等の実現に向けた具体的な検討を進めるべきである。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

提案の趣旨を踏まえつつ、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、国と地方の役割や責任の分担に関して地方公共団体と十分にコミュニケーションを図りながら、今後、所要の見直しを検討いただきたい。

#### 各府省からの第 2 次回答

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)第 45 条第 2 項又は第 3 項に基づく、施設の使用制限等の要請又は指示は、施設を管理する者等を対象としていることなどから、第 1 次回答のとおり、個別の施設を対象に行うことが予定されているものである。今後とも、特措法第 24 条第 9 項に基づく要請と第 45 条に基づく措置を適切に組み合わせて対策を行っていただきたいと考えている。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下「基本的対処方針」という。)等に基づく事前協議の必要性については、第 1 次回答のとおりであり、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)第 20 条の政府対策本部長の総合調整や、特措法第 33 条の政府対策本部長の指示も規定されているところであるが、基本的対処方針等に基づく協議を行うことにより、国と都道府県間における迅速かつ機動的な調整が可能となっているものと認識している。引き続き、地方公共団体と連絡を密にしながら、感染状況に応じて、機動的に対策が実施されるよう取り組んでまいりたい。

新型コロナウイルス感染症対策のあり方については、全国知事会の代表者も構成員となっている新型コロナウイルス感染症対策分科会において、随時議論が行われているところでもあり、制度のあり方に関する内容については、NO.230 の検討と同様に、引き続き地方公共団体と十分にコミュニケーションを図りながら検討を行っていく。

#### 令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）記載内容

##### 5【内閣官房】

##### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平 24 法 31)

施設の使用制限の要請等(24 条 9 項及び 45 条)の在り方については、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、新型インフルエンザ等対策有識者会議等における議論及び新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



## 別紙

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき、国は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）で大きな方針を示し、各都道府県知事は、基本的対処方針を踏まえ地域の感染状況等に応じ判断するという役割分担の下、それぞれの立場で役割を果たすという形で、今回の新型コロナウイルス感染症への対応に当たってきている。

特措法第24条第9項に基づく協力要請と第45条第2項に基づく協力要請との関係については、要請の法的な強さを踏まえ、基本的対処方針において、「第1段階として法第24条第9項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として法第45条第2項に基づく要請、次いで同条第3項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うもの」と明示しているところである。実態としては、各都道府県のご努力もあって、特措法第24条第9項に基づく要請により、多くの事業者は要請に従っていただいたものと承知している。

また、（法令解釈として、）都道府県知事が、特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限・停止に係る要請を行う場合は、特措法第45条第2項の要請対象と同様に、特措法施行令第11条第1項に掲げる施設が対象となるものであり、それ以外の施設は、施設の使用制限・停止に係る要請の対象とはならないものである。このことは、都道府県からの要望を受けて、「緊急事態宣言に伴う事業者への要請等に係る留意事項等について」（令和2年4月10日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）において示したところである。

特措法第45条第2項又は第3項に基づく、施設の使用制限等の要請又は指示は、施設を管理する者等を対象としていること、また、第3項に基づく指示が、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号の不利益処分に該当するものと考えられ、特定の者を名あて人として処分を行う必要があることなどからすれば、これらの要請又は指示は、個別の施設を対象に行うことが予定されているものである。また、特措法第45条第2項又は第3項に基づき、施設の使用制限等の要請又は指示を行った場合には、第4項に基づき、その旨を公表しなければならないこととされているが、これは、特定可能な個別の施設名等を広く周知することにより、当該施設に行かないようにするという合理的行動を確保することを考え方の基本としており、その旨も、「第45条の規定に基づく要請、指示及び公表について」（令和2年4月23日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）において示しているところである。

ご指摘は理解できる面があるものの、先にも述べたとおり、実態としては、特措法第24条第9項に基づく要請により、多くの事業者が要請に従っていただいたことを考えると、今後とも、特措法第24条第9項と第45条第2項、第3項を適切に活用することにより、対応をお願いしたい。

特措法第45条第2項の要請等を実施する際の事前協議については、基本的対処方針において定められている。

地方公共団体は、特措法第3条第4項において、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施する等の責務を有していることや新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとすること。また、関係機関に対しても、その旨徹底すること。」とされていること、さらには、新型コロナウイルス感染症は、人の移動等により、全国各地でも発生しており、近隣の都道府県同士や全国の都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があること等を踏まえて、特措法や基本的対処方針にのっとった取組が行われているのか等を確認する必要があることから、基本的対処方針等に基づき事前協議を行うこととしているものである。

なお、これらのことを確認又は実現する観点からは、そもそも特措法においては、特措法第20条の政府対策本部長の総合調整や、特措法第33条の政府対策本部長の指示も規定されているところであるが、基本的対処方針等に基づく協議を行うことにより、国と都道府県間における迅

速かつ機動的な調整が可能となっているものと認識している。

一般の新型コロナウイルス感染症に対する対処など、緊急事態における国と地方の役割分担のあり方については、様々なご意見があり得ると思われるが、今後も、現場で対策に当たられている地方公共団体の声を十分に聞きつつ、国と地方公共団体が密接に連携しながら、対策を進めてまいりたい。

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 最終的な調整結果

管理番号

230

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限等の「指示」の実効性の担保

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

内閣官房

求める措置の具体的内容

休業指示に対する実効性を高めるために必要な法整備(罰則適用など)を行うこと。

具体的な支障事例

【現状】

本県では、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、パチンコ店に対し、兵庫県緊急事態措置により、①特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の協力要請、②同法第45条第2項に基づく施設使用の停止(休業)の要請を行い、それでも休業要請に応じない店舗に対し、③同法第45条第3項に基づく、施設の使用停止(休業)の指示を行ってきた。

【支障】

同法第45条第3項に基づく施設の使用停止(休業)の指示を行ったものの、結局2つの店舗が営業を継続して休業指示に応じなかった。これは指示に対して、「店名の公表」しか行えず、実効性の担保が課題となっているためである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県知事が行う休業指示の実効性が担保され、新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止に資する。

根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項、第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、茨城県、富山県、大阪府、山口県、徳島県、高知県、沖縄県

○当県では、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、①特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の協力要請を行い、特にパチンコ店3店に対しては、②同法第45条第2項に基づく施設使用の停止(休業)の要請を行い、同条4項に基づき店名の公表を行ったが、要請に応じなかった。

当県が行った要請や、同条3項に基づく指示に従わなくても罰則がなく、指示に実効性がないことから、実効性を高めるために必要な法改正が必要である。

## 各府省からの第1次回答

特措法による施設の使用制限については、強制力を有する仕組みを導入する必要性を示す立法事実があるか否かや憲法上の議論の整理も必要であることから、慎重に検討することが必要。他の制度の運用を含めて、実効性を高めるためにどのようなことができるか検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

県においては、要請・指示・公表を行うとともに、公表後は、毎日、施設の状態の把握、施設責任者等への口頭での直接の要請等を行ったが、最終的に要請に応じない施設も複数あり実質的な効果はなかった。指示や要請の確実な執行のために、指示に応じない場合の罰則の適用と併せ、施設に対する立入検査や質問検査の権限付与も必要であると考えられる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限等については、同法第45条第3項の規定による指示を行っても、なお営業を継続する事業者が存在したため、罰則適用などの法改正や要請・指示を的確に行うために必要となる情報の都道府県知事への集約、国による補償金的な「協力金」の制度化なども含め、早急に実効性を担保する措置を講じるべきである。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

提案の趣旨を踏まえつつ、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、国と地方の役割や責任の分担に関して地方公共団体と十分にコミュニケーションを図りながら、今後、所要の見直しを検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

強制力を有する仕組みを導入する必要性を示す立法事実があるか否かや憲法上の議論の整理も行いつつ、地方公共団体と十分にコミュニケーションを図りながら、慎重に検討することが必要。他の制度の運用を含めて、実効性を高めるためにどのようなことができるか検討していく。

## 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

### 5【内閣官房】

#### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平24法31)

施設の使用制限の要請等(24条9項及び45条)の在り方については、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、新型インフルエンザ等対策有識者会議等における議論及び新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。